

はしもと 市議会だより



第10号

平成20年2月1日 発行

<http://www.chw.jp/>

議員は公職選挙法により、時候の挨拶状（答礼のため自筆によるものを除く）を出すことや寄付行為などは、禁止されています。ご理解をお願いします。



姉妹都市中国泰安市の表敬訪問（平成19年11月12日） 議長室にて

主な内容

議案審議結果.....2～3ページ

一般質問など.....4～15ページ

活動日誌.....16ページ

傍聴ご案内

議場は市役所3階です。また、1階市民ロビーのテレビでは本会議の様態を中継しています。

会期・日程

- 12月3日 本会議（開会・議案の提案理由説明）
- 10日 本会議（一般質問）
- 11日 本会議（一般質問）
- 12日 本会議（一般質問）
- 13日 本会議（議案審議）
- 14日 総務委員会
- 17日 経済建設委員会
- 18日 文教厚生委員会
- 21日 本会議（議案審議・閉会）

12月定例会

12月3日に招集され、平成18年度各会計決算の認定、専決処分事項の承認、平成19年度各会計補正予算や条例の制定・一部改正・廃止など市長提出議案58件と、委員会提出議案3件、請願2件を審議し、12月21日に閉会しました。

議案の審議結果

12月定例会での各議案の審議結果は下記のとおりです。

専決処分事項 3件

- ・平成19年度一般会計補正予算(第3号)..... 承認
- ・日本郵政公社の民営化に伴う関係条例の整備に関する条例..... 承認
- ・職員の給与に関する条例の一部改正..... 承認

平成18年度各会計決算 16件

- ・一般会計..... 認定
- ・国民健康保険特別会計..... 認定
- ・簡易水道事業特別会計..... 認定
- ・国民宿舎特別会計..... 認定
- ・住宅新築資金等貸付事業特別会計..... 認定
- ・老人保健特別会計..... 認定
- ・公共下水道事業特別会計..... 認定
- ・駐車場事業特別会計..... 認定
- ・墓園事業特別会計..... 認定
- ・農業集落排水事業特別会計..... 認定
- ・土地区画整理事業特別会計..... 認定
- ・介護保険特別会計..... 認定
- ・介護サービス事業特別会計..... 認定
- ・指定訪問看護事業特別会計..... 認定
- ・水道事業会計..... 認定
- ・病院事業会計..... 認定

平成19年度各会計補正予算 23件

- ・一般会計(第4号)(第5号)..... 原案可決
- ・国民健康保険特別会計(第2号)(第3号)..... 原案可決
- ・簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)..... 原案可決
- ・住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第2号)(第3号)..... 原案可決
- ・老人保健特別会計(第2号)(第3号)..... 原案可決
- ・公共下水道事業特別会計(第3号)(第4号)..... 原案可決
- ・農業集落排水事業特別会計(第3号)(第4号)..... 原案可決
- ・土地区画整理事業特別会計(第2号)(第3号)..... 原案可決
- ・介護保険特別会計(第2号)(第3号)..... 原案可決
- ・介護サービス事業特別会計(第1号)(第2号)..... 原案可決
- ・水道事業会計(第3号)(第4号)..... 原案可決
- ・病院事業会計(第2号)(第3号)..... 原案可決

条例の制定・一部改正・廃止 11件

- ・移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の制定... 原案可決
- ・移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定... 原案可決
- ・橋本市役所出張所設置条例の廃止..... 原案可決
- ・市税条例の一部改正..... 原案可決
- ・市営住宅設置及び管理条例の一部改正..... 原案可決
- ・橋本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正..... 原案可決
- ・職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正... 原案可決
- ・職員の給与に関する条例の一部改正..... 原案可決
- ・特別職給与条例等の一部改正..... 原案可決
- ・職員の退職手当に関する条例の一部改正..... 原案可決
- ・公民館設置及び管理条例の一部改正..... 原案可決

次ページへ続く

12月定例会に提出された主な議案の内容は次のとおりです。

補正予算

一般会計 補正予算4号・5号を併せ
1億458万1千円を減額補正するものです。この結果、平成19年度予算額は273億7547万8千円になります。
主な歳出項目は、総務費：2億94

12万5千円 民生費：1億3778万9千円 衛生費：2億4143万円 (減額) 農林水産業費：2798万6千円(減額) 商工費：382万6千円 土木費：3350万8千円 消費費：3億870万4千円(減額) 教育費：2755万5千円
主な歳入項目は、地方交付税：2486万8千円 国庫支出金：7609万6千円 県支出金：1855万8千

円(減額) 繰入金：3983万9千円 繰越金：1224万1千円 諸収入：3524万7千円 市債：2億7451万4千円(減額)

特別会計 国民健康保険：1億1768万1千円 老人保健：2億6338万8千円 公共下水道事業：9603万円 農業集落排水事業：400万4千円(減額) 土地区画整理事業：2

144万1千円 介護保険：5210万円 企業会計 水道事業：2256万6千円(減額) 病院事業：4859万5千円



条 例

橋本市移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の制定

橋本市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定

情報通信基盤の整備を行い、情報通信の利便性の向上を図ることを目的として、移動通信用鉄塔を北宿6番地に設置するに当たり、その設置及び管理に関し必要な事項を定めるものです。また、移動通信用鉄塔施設整備事業に要する費用に充てるため、受益者負担金の徴収に関し必要な事項を定めるものです。

橋本市役所出張所設置条例の廃止

平成20年3月31日をもって橋本市役所高野口出張所を廃止することに伴い、本条例を廃止するものです。

橋本市職員の給与に関する条例の一部改正

本年8月に、人事院が、初任給を中心に若年層に限定した俸給表の引き上げ・扶養手当のうち、子等にかかる支給月額を引き上げ・勤勉手当の0.05ヵ月分の引き上げの勧告を行い、国においては人事院勧告に沿った給与改定をすでに行っており、本市においても一般職の給与を国や県に準じて改正するものです。また、本市独自の給与抑制措置として実施している給料の減額率を100分の

3から100分の2に改め、給与制度の見直し措置として、自動車通勤者に支給される通勤手当のうち駐車料金に係る手当の廃止、並びに特殊勤務手当の部分的な廃止を行うものです。

橋本市特別職給与条例等の一部改正
財政健全化対策の一環として、本年度実施している市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の給料の減額措置を、平成20年度においても引き続き実施するものです。

そ の 他

伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合規約の変更

伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合規約の変更

いずれも組合議会の構成について、管理者以外の市町長が組合議員に就任してはいますが、橋本周辺広域市町村圏組合との統合を見据え、関係市町の議会議員より組合議員を選出するよう規約を変更するものです。

公の施設の指定管理者の指定

高野口ディサービスセンターの指定管理者として、医療法人敬英会を指定するものです。

前ページから

その他 6件

- | | |
|----------------------------------|------|
| ・伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合規約の変更に関する協議 | 原案可決 |
| ・伊都郡町村及び橋本市児童福祉施設事務組合規約の変更に関する協議 | 原案可決 |
| ・土地開発公社定款の変更 | 原案可決 |
| ・人権擁護委員候補者の推薦（谷口善志郎氏） | 同意 |
| ・後期高齢者医療制度の見直しを求める請願の取り下げの件 | 承認 |
| ・公の施設の指定管理者の指定 | 原案可決 |

委員会提案 3件

- | | |
|---|------|
| ・橋本市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正 | 原案可決 |
| ・地方の実情にあった道路整備の促進と道路特定財源の暫定税率延長による財源確保を求める意見書 | 原案可決 |
| ・後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書 | 原案可決 |

請 願 2件

- | | |
|--|------|
| ・日豪・日米などFTA・EPA促進路線の転換と、自給率向上にむけた政策の強化を求める請願 | 継続審査 |
| ・コミュニティバスの路線拡充・利便性向上を求める請願 | 継続審査 |

委員会提案

橋本市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正

政務調査費の透明性をより高めるため、収支報告書に領収書等証拠書類の写しの添付を義務付けるものであり、平成20年4月1日より施行するものです。

決算審査特別委員会を開催

9月定例会に提出され、閉会中の継続審査になっていた、平成18年度会計決算を審査するため、10月22日、23日の2日間にわたり、平成18年度決算審査特別委員会が開催されました。

委員会での審査結果は、12月定例会で委員長報告が行われ、いずれも原案のとおり認定されました。

20人の議員が市政について質問

12月定例会・一般質問

一般質問は、執行機関に対して市の一般事務の執行状況や将来の方針などをたずねます。

質問順は各会派の輪番制で、12月定例会は 未来21 日本共産党橋本市議員団 政和会 民主クラブ 未来派クラブ 公明党議員団 刷新クラブ、の順番で12月10.11.12日に行われました。

主な質問と答弁の要旨は次のとおりです。

質問内容・答弁内容の詳細は、図書館・各地区公民館に配布している会議録、また橋本市議会インターネットホームページで公開しています。

橋本市における図書教育について

土井 裕美子 議員



問 子どもの読書活動推進計画について
学校図書館の整備と学校図書館ポ

ランティアの実態について
新市まちづくり計画の重点施策である図書館を核とした生涯施設の建設と現在の公共図書館の充実について

答 子どもの読書活動推進計画については、子どもの発達に応じた各機関、組織等の意見をまず聞く必要があります、これら関係者の連携を図りながら、計画策定について調査・研究を進めたいと考えています。学校図書館の整備状況は、それぞれの学校によって整備達成率が異なっていますが、今後とも国が行う図書購入経費の地方財政措置を有効活用し、図書標準率の早期達成をめざし取り組みを進めてまいります。また、学校図書館ポランティアの方々にについては、現在、学校運営上の時間的な調整不足等のためポランティアの方々に十分活動していただいていない状況にあります。今後、積極的に関わっていただけるよう、受入できる方策や体制を考えてまいります。

市の財政はこれまでにない非常に厳しい状況であります。さらに小・中学校の老朽化による建て替えや改修など

優先的に取り組まなければならない事業も数多くあります。こうしたことから新しい図書館の建設については、その必要性を十分認識していますが、今後の財政状況や他の重要事業の実施状況を見ながら建設時期を検討いたします。

他の質問 子育て支援課（仮称）について



橋本市図書館



有害鳥獣被害について

石橋 英和 議員



問 市当局は近年の有害鳥獣被害の実態をどのように認識していますか。

過去、また、現在において、どのような対策を実施していますか。新しく計画している対策はありますか。

個人で対応するには既に限界を超えていると考えられ、今後、有害鳥獣の個体数が爆発的に増加する恐れがある現状を踏まえ、確実に成果が得られる対策に必要な予算措置を講ずる考えはありますか。

答 近年の有害鳥獣被害の実態に対する認識ですが、イノシシ・アライグマ等による被害が多く、橋本市の主要農産物である柿等の果実類に被害が甚大であり憂慮すべき深刻な状態であるとと考えています。また、シカによる樹木の剥皮被害や苗木等を食い荒らす採食害もあり対策が必要と認識しています。現在までの対策は、農作物を守るとして、観点から有害鳥獣侵入防止対策として、農業者の方が設置する電気柵等に対して補助金の交付、また、アライグマの捕獲檻の貸し出し等に取り組んできました。また、有害鳥獣駆除の観点から、猟期外においても猟友会の協

力で駆除に努めています。

新しく計画している対策は、広域的に連携を図り被害防止対策を推進するため、本年10月に伊都振興局農業振興課が事務局となり、伊都地方鳥獣害防止対策連絡協議会を設立しました。伊都地方全体における有効、かつ効果的な被害対策を協議し、被害防止に務めたいと思います。

今後、有害鳥獣が増加する恐れがある現状を踏まえ、農産物鳥獣防止対策事業・農山村パワーアップ事業の活用及び猟友会のご協力による有害駆除など、有害鳥獣対策の充実に努めたいと考えています。

他の質問 中島ごみ焼却場が操業を停止した以降の同施設の後処理について

橋本市文化センターの複合施設としての活用について



井上 勝彦 議員

問 本市には、4箇所（簡所）の文化センターがあります。これら（簡所）の施設は過去の同和対策事業

その後の地方改善事業による施策の一環として設置され、運営されてきたものであります。また、これらの関連法は数年前すでに終了し、関係地域を

取り巻く状況は大きく変わってきています。

しかしながら、運営方法などは、今日においても、なお旧態依然に行われており、地域の現状や時代に即した方法に改めるべきであり、大きな課題となっています。

また、施設運営に関する県補助費も近く打ち切られる見込みであり、予算的なことを含め、今後の活用方法を速やかに考える必要があります。ついでに、これら施設すべての運営を抜本的に見直し、地域の総合福祉センターとして活用してはいかがでしょうか。今日、高齢者や障害者に対する幅広い施策が、緊急かつ重要な課題であり、行政に具体的実現を強く求められています。このような時こそ、これらの施設をうまく利用し、高齢者や障害者のための複合施設として活用することは、まさに時代にふさわしい、現状にあつたやり方だと思えますが、いかがでしょうか。運営はアイデア次第でいくらかでもあると思えます。例えば、最近ではNPOやボランティアの協力なども多く受け入れられ、活用されています。要は行政のやる気であり、情熱であると思えますが、そのような考えがあればお示し願います。

人権推進室の機構改革について

橋本市障害福祉計画について

高齢者福祉計画について
地域の福祉コミュニケーションセンターとして、幅広い施策が重要であると考

ますが、市当局の答弁をお願いします。

答 文化センターの運営については、国の要綱と市条例等により行っていますが、ご指摘のようなご意見もあり、また、国・県の補助金交付の動向を見守りながら、今後、関係方々のご意見をいただき検討いたします。

平成19年3月に策定された橋本市障害者計画では、文化センター主催の野外研修などに、障害者と地域住民が参加できる条件整備を図って交流を促進し、その機会の確保を検討するとともに、地域に密着した文化センターにおいて、雇用を推進する職業相談事業等を行ってまいります。

高齢者福祉計画における橋本市文化センターの利用については、「高齢期生活の質の向上を図るため、介護予防に関する意識啓発を進めるとともに、地域での介護予防活動を促進する。」として、地域に密着した文化センター等を利用した介護予防事業の充実に努めます。

他の質問 指定管理者制度について



伏原文化センター

特定健診について



阪本 久代 議員

問 来年4月から、老人保健法に基づいて行われてきた「基本健診」が廃止され、各医療保険は、加入者（40歳以上）への「特定健診」実施と「保健指導」が義務付けられます。しかも、健診の「受診率」や指導による「改善率」が悪い医療保険には、「特定保険料」の加算というペナルティが課せられます。自治体では健診の実施主体が国保に移ります。「基本健診」と「特定健診」の健診

項目の違いについて

「受診率」「保健指導の実施率」「改善率」の目標達成のための取り組みについて

国民健康保険への影響について
市民の健康を守るための施策について

答 検査項目の違いは、腹囲測定が追加になります。「受診率」「保健指導の実施率」「改善率」は、各保険者単位で特定健診等実施計画の策定作業をしています。受診案内については対象者全員に、個別通知する予定です。

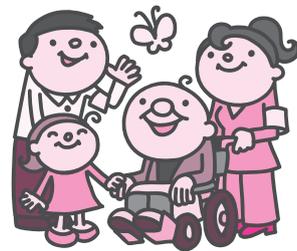
現在、実施機関の把握と調整に努めており、個人の状況に応じたきめ細かい保健指導の提供が出来るように、保健師・栄養士の質の向上を図ることやリスクの高い人から優先して、改善率アップを図っていききたいと考えています。

国民健康保険税への影響については、来年度から、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度へ移行することによる国保税の減収、特定健診の費用及び後期高齢者支援金の支出増加がありますが、新たに、65歳～74歳までの被保険者数に応じて交付される前期高齢者交付金があり、現行の保険税率で国保財政の運営ができればと期待しています。

市民の健康を守るための施策は、生活習慣病以外でも、がん検診の啓発や歯周病・骨粗鬆症などの予防啓発が重要です。各事業の質を落とすことなく

健康増進という広い側面から組み立てていくことにしています。

他の質問 後期高齢者医療制度について



ごみ処理は徹底した分別・リサイクルの実現を



富岡 清彦 議員

問 自治体のごみ処理は、循環型社会形成法と廃棄物処理法に基づき行っているが、自治体によってごみ処理費用に大きな格差があります。一言で言えば、ごみ処理費用の増減は「ごみをどれだけ分別して処理するか」にあると考えます。県下一の分別・リサイクルのごみ処理を実現している、かつらぎ町は、リサイクル率・32%（全国平均・17・6%、県平均・12・4%）、町民一人当たり

の平均ごみ排出量・568グラム/日（全国平均・1,086グラム/日、県平均・

1,139グラム/日）、町民一人当たりの平均ごみ処理費用は8,132円/年（全国平均・15,200円/年、県平均・15,816円/年）（平成16年度）となっています。そこで、先月、かつらぎ町のごみ処理を視察して知ったことですが、市長と副市長が、かつらぎ町のごみ処理を視察していました。市長に伺います。橋本市とかつらぎ町のごみ処理の違いはどこでしたか、率直な感想を伺います。

橋本市は、多くの市民の協力で、「生ごみの堆肥化運動」を推進しています。計画、実績、進捗状況を問う。

ごみは分別すればお金になるとの観点から問う。古紙、プラスチック、ペットボトル、鉄類、缶類、ビン類、発砲スチロールについて、現在の処理方法と必要経費について問う。処理方法について具体的な提案を行う。

ごみ処理に伴う区・自治会への奨励金について問う。

答 橋本市と、かつらぎ町のごみ処理についての大きな違いは、橋本市ではペットボトルを除くプラスチック類を埋め立て処分していますが、かつらぎ町には焼却場と最終処分場が無く、ごみの分別とリサイクルを徹底しており、プラスチック類はリサイクル処理をしています。

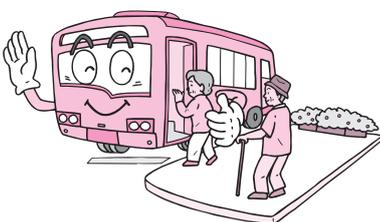
平成21年4月より、広域ごみ処理施設が稼働しますが、本市でも、ごみ総排出量の削減と、新しい分別方法やり

サイクルの徹底を進めるため、広域ごみ処理移行計画を現在策定中です。

次に、生ごみ堆肥化の計画・実績・進捗状況については、生ごみ堆肥化講習会参加者は現在まで、2,372人電気式生ごみ処理機で生ごみの堆肥化に取り組みられている世帯は、1,408世帯です。また、地区全体で堆肥化に取り組み、可燃ごみ回収回数を週1回としていただいている地区は24地区、1,354世帯となっています。

次に、本市の資源ごみの処理方法は、橋本クリーンセンターでは、プラスチック類及び発砲スチロールは埋立て処分とし、古紙、ペットボトル、金属類等は専門業者へ売却しています。高野口クリーンセンターでは、プラスチック類、発砲スチロール、ビン類は、業者に処分を委託しており、古紙、ペットボトル、アルミ缶、スチール缶等は専門業者へ売却しています。

他の質問 コミュニティバスの路線拡充と利便性の向上を



妊婦健診の公費負担、母子健康センター機能の分散開催、保健福祉センターの建設について

中谷 和史 議員



問 橋本市における妊産婦の健診未受診出産の実態割合と、その背景また、妊婦健診公費負担の20年度予算への取り組み状況について、伺います。

さらに、「新市まちづくり計画」にある主要事業の保健福祉センターの建設について、進捗状況をお伺いしたい。完成までの暫定期間、母子健康センターの機能について、産業文化会館と同程度の規模で、隅田地区公民館での分散開催を提案しますがいかがですか。

答 妊婦健診未受診につきまして、健診を受けないまま出産に至ったケースは報告されておりません。しかし自宅での出産を希望し、妊婦の確認の受診のみで出産されたケースが1件あります。他のケースでは家庭的問題の背景などから、妊婦の届け出が臨月近くになり、妊婦健診を受ける回数が少ないケースが2件ありました。

妊婦健診の公費負担の取り組み状況は、県の紀州3人っ子施策である第3子以降妊婦健診補助事業を、平成20年度から実施に向けて検討して

います。保健福祉センターの建設についての進捗状況は、少子高齢化が進む中、市民の健康づくりと子育てや高齢者の社会参加など、健康や福祉に関する事業活動を推進するための拠点として、また、NPOやボランティアなど市民の主体的な活動を支援する総合的な施設として、平成20年度において基本構想の作成を進めます。

センター完成まで、母子健康センター機能の隅田地区公民館での分散開催については、日程の調整や医師・看護師等の確保、保健師及び事務スタッフの増員費用の増大、会場の設営の準備や後片付け、荷物の納庫の問題等により分散開催が困難な状況です。

他の質問 小中一貫教育及び中学校給食の導入について 構造改革特区などを活用し、産業育成の観点から、参入障壁を除いて、市内業者を育成することを提案する。



都市計画道路・西之島伏原線の早期着工について

岡本 昌次 議員



問 都市計画道路西之島伏原線は、計画地域周辺の交通の利便性と経済発展を目指して、数十年前に都市計画決定され、重要な計画路線として位置づけられています。しかしながら、本路線は計画決定後、数十年を経過している現在においても、なお着工されておりません。このため、計画路線周辺住民は交通不便に加え、地域経済の発展もままならず大変困っており、早期着工を強く望んでおります。

一方、本計画路線につながる両方の都市計画道路は既に完成しており、本路線だけが取り残された状況にあります。また、本計画路線の東部、市道高野口18号線より東方300mは、既に一部買収され市有地となっており、未だ着工できないこと自体、極めて疑問に感じるところであります。ついては、このような重要、かつ、機が熟した計画路線が、なぜこんなに遅延しているのか説明を求めるとともに、早期着工を強く要望する中で、合併特例債活用の有無を含め、着工の見込みをお聞きします。

答 都市計画道路西之島伏原線は、昭和18年6月1日に都市計画決定され、幅員12m、延長2,210mの道路で、起点は都市計画道路大野下中線、終点は都市計画道路伏原田原線となっており、両路線とも整備済であります。本路線は、計画決定から既に65年を経過し、計画路線の沿線状況が大きく変化しており、道路法線を見直すことが必要と思われます。用地買収については、一部約1,300mを昭和49年7月に取得しています。また、和歌山県において県下全域の長期未着手都市計画道路の見直し作業中で、各路線の方向性を検討し、変更を行っています。今後、市の都市計画道路の整備を進めるにあたり、県の見直し結果と整合を計りながら、旧橋本市、旧高野口町の都市計画区域の一元化、橋本市長期総合計画の策定、橋本市都市計画マスタープランの策定の手続きを行い、路線の整備手法並びに法線変更及び整備優先順位を決定し、整備することとなります。

従って、当該路線の整備年次等について、お答えできる状況下にはありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

和18年6月1日に都市計画決定され、



◆ 国民健康保険の改善について ◆

上田 良治 議員



問 不況やリス
トラの影響で国保
世帯の加入者が増
えるとともに、年
金生活や低収入の
人が多く、保険税を払えない人が増え
ています。そのため、病院にかかりた
くてもかかれずに病気が重くなる方、
また亡くなった方もいます。弱者保
護・子育て支援の観点から、低所得者
世帯や乳幼児のいる世帯、母子世帯に
対しては、保険証を交付していただき
たいと思いますので以下の質問をいた
します。

- (1) 本市の国保加入世帯と国保税の滞納者数をお聞きかせ下さい。
- (2) 国保税の滞納者への短期保険証、資格証明書の発行者数をお聞かせください。
- (3) 国保税を払わない方に対する措置は、市町村によってまちまちであるが、この地域格差をどのようにお考えですか。

(2) 後期高齢者医療制度の新保険証は、なぜカード型サイズではないのですか。

国民健康保険・出産一時金について
妊婦や出産に伴う医療費には、保険が一切利きません。全額負担をしなければならず、途方にくれる家族を助け
てくれるのが出産一時金制度です。基
本的に出生児1人につき35万円、双
子の場合は70万円支給されますが、口
座に振り込まれるまでの期間が大変遅
い。安心して子どもを産んでもらう観
点から、工夫して期間を短縮するよう
努力されるべきと思いますが如何お考
えですか。

- (1) 1年間の出産妊婦数と出産費資金の貸付制度利用者数をお聞かせ下さい。
- (2) 出産費資金の支払い期間が他市に比べて遅いのはなぜですか。
- (3) 出産育児一時金は、公費助成を合わせて支給すべきであると思うが、いかがお考えですか。

答 本市の国民健康保健加入世帯は、平成19年6月1日現在、13,294世帯で、保険税の滞納世帯数は、2,081世帯です。

短期被保険者証の交付世帯は、453世帯、被保険者資格証明書の交付世帯数は、163世帯です。国保税の滞納者に対する措置について、市町村間で格差があるのは、資格証明書の交付及び短期被保険者証の有効期間について、各保険者つまり、市町村それぞれで国保財源確保の考え方に違いがあ

るためと思われる。

次に、国民健康保険証の個人カード化については、平成20年度から実施します。

後期高齢者医療制度の保険証サイズは、国が7月になって社会保障カードの発行方針を決めたことで、県後期高齢者医療広域連合は、現行の老人保健受給者証と同サイズの被保険者証に決定したと聞いています。

平成18年度の市全体の出生数は530人で、そのうち国保の出産育児一時金の支給件数は101件で、出産資金貸付金の利用者は1件です。

出産育児一時金の支払いが他市に比べて遅いのは、申請書の処理サイクルが月2回のためで、今後、速やかに支給できるように致します。

次に、出産育児一時金支給時に公費助成をとのことですが、本市の財政状況は非常に厳しく、助成は難しいと考えています。



◆ 集中改革プランの政策執行の課程と、その体制並びに現状について ◆

中谷 晉 議員



問 全般的な政
策姿勢について
高野口地区公民
館の機能の基本的
な考え方について

高野口こども園事業の執行にかかる諸施策の対応と方向性について

答 本市集中改革プランは、「市民に開かれた行政運営の推進」、「行政サービスの質の向上と適正化」、「簡素で効率的な行政運営の推進」を主要項目と位置付け、平成18年度から平成22年度までの5年間で、全119項目に取り組みます。執行体制は、行政改革推進本部を中心に関係各課と連携を図り、また、実施方法は、計画策定から実施、検証、見直しを繰り返すPDCAサイクルを基本的にプランの着実な推進を図っていきます。平成20年度開設予定の高野口地域交流センター（仮称）の機能に関する基本的な考え方については、福祉関連機能を兼ね備えた複合施設として整備されます。支所的、出張所的機能を有していませんが、自動交付機の設置により住民票などの発行を可能とし、かつ、市民の相談窓口として地域の方々に利用される施設となります。また、市民サービスに対

応するために経験のある職員を配置します。

幼保一元化計画において、廃園となる保育所・幼稚園については、非常に厳しい財政事情であり、財源確保のため原則として売却をしていく方針を持っています。このことをふまえた上で、個々の園の跡地利用や土地等の処分方法は、それぞれ園独自の事情がありま

「他の質問」 広域ごみ処理施設建設に伴う周辺整備事業について 総合的な戦略としての地方再生枠予算について

「橋本市障害者計画・橋本市障害福祉計画」策定後の推進状況について



山田 哲弥 議員

「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」の理念のもと、多分野にわたる障害者保健福祉施策を総合的、計画的に進めてきましたが、この間、国においては、平成15年4月に「措置制度」から「支援費制度」へ移行し、平成18年4月には「障害者自立支援法」の施行と事業体系への見直しなどで、障害保

健福祉施策の新たな「橋本市障害者計画・橋本市障害福祉計画」を策定されました。そこで策定後の推進状況についてお聞きします。

計画の推進体制として
実施体制について
計画の進行管理について
関係機関・団体との連携について
制度の円滑な推進として
情報提供の充実について
相談支援体制の充実について
サービスの質の向上について
利用者の権利擁護について
低所得者等への対策について
障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業補助金の活用について

「答」 この計画の実施体制について、福祉課、子ども課、教育委員会等とケース会議を開催するなど情報を共有し、連絡を密にしています。計画の進行管理については、橋本市障害者施策推進協議会で年度末に報告して、その実効性を確保する。関係機関・団体との連携については、現在かつらぎ町、九度山町及び高野町と共同して、(仮称)橋本・伊都地域自立支援協議会の立ち上げを進めています。制度の円滑な推進における情報の提供については、しおり・リーフレットや市広報紙でお知らせをしています。相談支援体制の充実については、昨年10月から市内3法人に委託して障害者相談支援事業を実

施しています。サービスの質の向上や利用者の権利擁護については、地域福祉権利擁護事業などの周知に努め、障害者相談支援事業の中で障害者が不利な扱いを受けないよう未然防止に務めています。

低所得者への対策については、国の利用者負担軽減対策の適正な実施に努め、市独自に、補装具やストーマ装具の給付に関し負担軽減を行っています。障害者自立支援対策臨時特例交付金による、特別対策事業補助金の活用については、「事業運営円滑化事業」、「通所サービス利用促進事業」、「障害児を育てる地域の支援体制整備事業」、「就労意欲促進事業」を実施し、さらに市役所のトイレをオストメイト対応に整備するため、「オストメイト対応トイレ設備緊急整備事業」を本12月補正予算で提案しています。

「他の質問」 平成20年度予算編成の目途について



「夜間、休日の小児救急医療の充実を



瀧 洋一 議員



「問」 年末年始を控え、小さいお子さんのおうちで、夜間、休日には、夜間、休日には、発病した際、「橋本市内で受診できるのか不安である」との声をよく聞きます。全国的な医師不足もありますが、可能な限り近くで迅速に診ていただける体制を整えていかなければなりません。そこで、本市の現状の体制と今後の対応について伺います。

現状の小児救急医療体制について
小児の日(平日、休日)別、時間帯(昼間、夜間、深夜)別の救急要請件数、並びに病院紹介件数について
和歌山北部小児救急医療ネットワーク「すこやかキッズ」について
今後の取り組みについて
市民への広報について
小児に対するタミフルの取扱について

答 平成18年中の救急出動総件数は、1,866件、内小児科救急は86件で、平日の昼間30件、夜間33件、休日の昼間8件、夜間15件でした。

搬送医療機関は市内に、54件、県内19件、県外13件で、その他病院紹介は793件でした。

市民病院常勤小児科医は、2名であり、この2名で小児二次救急及び地域の小児ミニ輪番制に当たっています。

本年10月県北部勤務医と開業医が結集し、小児科医不足と過重労働を緩和し、県北部の小児一次救急診療体制を確認するため、小児救急医療ネットワーク「健やかキッズ」が和歌山市夜間・休日センターでスタートしました。本院からは、2名の医師がそれぞれ月1回程度参加しています。このように一般診療、二次小児救急、小児ミニ輪番制、さわやかキッズと多忙を極めており、本院では比較的病状の軽微な一次小児救急については、地域の開業医の先生方並びに伊都橋本休日急患センターでお願いしたいと考えています。また、タミフルについては、親が子供を管理出来る10歳未満の小児については親の承諾で投与しており、10歳代の方には使用しておりません。

他の質問 生活保護費不正受給事件について 橋本市ホームページについて



市民プール、市立温水プール及びきしかみ子ども館プールについて

辻本 勉 議員



問 市民の健康増進と心豊かな生活の醸成に寄与するため、児童の健全な遊び場と健康増進を目的として設置されている標記の3施設について、お尋ねします。

それぞれの施設の利用状況と管理運営経費について

相当老朽化していると思われる市立温水プールと、きしかみ子ども館プールについて今後、どのようにされるのか。

市民プールの無料送迎バスの利用状況及び委託料について

市民プールのショップ営業について、利用者サービスと収益性を考慮しての再開について

答 市民プール利用者は、昨年度に比

してほぼ横ばい状況の利用であり、送迎バスについては、大型バス1台により1日あたり8往復、平均45人の利用状況です。また、市民プールのショップ営業について、今後は、プール利用者も含め運動公園全体を利用する方を対象としたショップができないか検討しています。次に、温水プールについては、1日平均70人が利用しています。現在、修理を要する機械や電気設備があることから、20年度に内装工事を含めて全面改修する予定です。

きしかみ子ども館プールについては、濾過器が老朽化し、水質保全に支障をきたしているため、20年度に機器の入れ替えを計画しています。きしかみ子ども館プールは、市内全域の子どもたちが利用できるプールとして広報活動等に努めます。

他の質問 嘱託職員の給与について

期日前投票所について

清水 信弘 議員



問 期日前投票所の再設置に際する理由は保管金庫の人員、場所、1,500万円かかる

というもの。保管金庫あり、合併効果のまだまだ及ばない多数の人もあり、

場所もある高野口町のそれを無くした理由として通るのは、1,500万円かかるというものだけ。和歌山県合併各自自治体のその費用の最高額は海南市の150万円。1,500万円という根拠の某社の見積りは、なるほど合計1,550万円である。

しかるにこの見積りが為されたのは平成15年2月20日。この時点、合併については両自治体関係者住民、夢にだに考えていなかった4年以上も前。この見積りはなんのためのものか。コンピュータの世界の3年前は前世紀と同じ。当市の幹部はこの1,500万円と答弁を繰り返す根拠の見積りは前世紀のものとの認識はあったのか。また高野口町民は高野口町の期日前投票所でのみ、期日前投票を行えることとすると、金銭の出費はほとんどないのでは？期日前投票所があった合併前の平成17年9月11日の衆議院議員選挙の高野口町における期日前投票数は2,489人、全体の投票数8,681人、期日前投票率は28.6%、直近本年7月29日の参議院議員選挙でのそれぞれは1,369人、7,299人、18.7%と高野口町において、住民が容易に發揮できる民主主義は10%、明らかに後退している。これについてお答えいただきたい。

答 期日前投票所増設については、今までにもご質問があり、現状で行かざるを得ないとの、お答えをさせていた

いただいたところです。見積は何の為に取られたのかについては、旧市の平成14年6月市議会定例会一般質問で、投票所増設のご質問があり、それを受け調査研究を行った時、1箇所増設した場合のシステム構築費用を見積ったものです。4年以上前のこととありますが、その後も引き続き調査研究を行っていますので前世紀の見積と言つ認識はありません。旧高野口町と旧橋本市で選挙人名簿を分ければ、二重投票防止のシステムは必要無いのではとのことですが、本市のように互いの地域経済の交流が活発で、一体性のある地域の場合、地域限定は難しいと考えます。高野口町域の期日前投票者数ですが、前回平成16年7月11日執行参議院議員通常選挙と今回の参議院議員通常選挙では、期日前投票者数は、1,918人から1,369人と減っていますが、全投票者数と投票率を比較した場合、前回が7,661人で61.80%、今回が7,299人で60.01%で、少し下回っていますが、今まで期日前投票を利用されていた方も投票日当日投票所に行っていたいただいているのではないかと思います。今後、期日前投票所は市役所1箇所を実施していくことでご理解をお願いします。

他の質問 「高野口小学校建設に関して橋本市教育委員会の意見」の問題点その責任について



橋本環境管理センターのプラント寿命と地元との協定期限に対する本市の基本方針について

中西 峰雄 議員



問 現し尿処理プラントは、建設後23年を経過し、施設の老朽化への対応を考える時期にきています。また、地元との協定書では建設後30年目には施設の縮小ないし撤去を定めています。

全国の事例をみると、建設後30年ぐらいいで全面建て替えをしている例が多いようです。いずれ建て替えは避けられないと考えられ、その費用は約20億円と推定されます。このことを踏まえて本市の基本方針をお尋ねします。

財政的な対策はどうなっていますか。7年後の地元との協定の縮小・撤去にどう対応しようとしていますか。伊都浄化センターに接続して、現プ

ラントはし尿の投入だけにする案がありますが、これに対してはいかがですか。

答 橋本環境管理センターは、施設建設にあたり、地元学文路区と取り交わした確約書において、「本処理場完成後30年の時点で、社会情勢の変化によっては、し尿処理場の撤去、縮小について協議することになっています。現施設を建て替えるにしても、地元との協議を行っていく時期にきていますと認識をしています。

現プラントで発生する汚泥については、現在環境管理センター内で焼却処分していますが、広域ごみ処理施設の稼働により、同施設で焼却処理することになり、不要となる焼却施設の撤去を予定しています。また、公共下水道の処理施設があることから、公共下水道に希釈放流するだけの施設に切り替えるところも増えてきていると聞いていますが、現在十分な公共下水道の管路整備がされていない状況です。

いずれにしても、地元の皆さんと十分協議を重ね、費用対効果を見極めたうえで、最良の方策を検討したいと考えています。また、財政的な対策は、協議を進める中で期日までに方針が確実に実施出来るよう検討を行っていきます。

他の質問 全国学力状況調査による本市小中学校の学力状況と活用、学力向

上策について 学校でのいじめ対策について



橋本環境管理センター（学文路）

現行の勤勉手当（3億9,500万円）の解釈・運用は違法であることをなぜ認めないのか

松浦 健次 議員

問 勤勉手当は、地方自治法第20条第2項、第3項に定めている。これを受けて、橋

本市職員の給与に関する条例第20条がある。その第1項で、「勤勉手当は勤

務成績に応じて支給する」とある。その構成要件として、期間率、成績率の二つを定めている。

問題は成績率であるが、当然、条例第20条第1項の「勤務成績に応じて」という制限を受ける。ところが、成績率なるものは存在せず、勤勉である者にも、ない者にも一律に支給している。その額は、実に3億9,500万円になる。この実態は「勤務成績に応じて支給する」という条例の明文に明らかに反している。

法律学辞典によると、「違法とは、法規に対して違反すること」とある。条例は、憲法第94条によって認められた地方公共団体が制定する自主法である点で法規である。条例違反の現行勤勉手当の運用を「違法でない」という9月議会における市当局の答弁は、サギをカラスというに等しい詭弁ではないのか。

答 職員の勤勉手当の件については、先の9月議会で答弁をいたしました。地方自治法第204条第2項及び第3項、橋本市職員の給与に関する条例第20条及び橋本市職員の給与支給に関する規則第2条の2から第2条の6までにおいて規定しています。また、成績率については、同規則第2条の6第5項で任命権者が定めると規定されており、任命権者はこの規定により権限を授けられていますので、現在、標準の成績率を100

分の72.5とし、基準日以前6カ月以内に地方公務員法の規定による懲戒処分を受けた職員の成績率を定職処分100分の35、減給処分100分の45、戒告処分100分の55として運用しており、その標準以外の適用者は職員約650人中5人となっています。

したがって、勤勉手当の運用は違法とは考えていませんが、社会経済情勢を考慮し、成績率に反映する人事評価を、まず管理職から導入したいと考えています。なお、人事評価に基づく運用となりましても、制度上、勤勉手当の原資の額は、平成18年度普通会計ベースで約3億6千万円となり、変化しないことを申し添えます。

他の質問 不当要求から職員と職務の適性を守る制度の充実を（市民病院を含む）



地方税である「固定資産税・都市計画税」の取り扱いについて

上久保 修 議員



問 市税条例について、目的税としては、入湯税だけで都市計画税は明記されていないが、理由があるのか。

市税条例の固定資産税には、減免制度があるが、都市計画税条例には明記されていないが適応されるのか。市税条例第71条には、固定資産税の減免として、第5項まで明記されているが、対象者がはつきりしない。他市の条例では、詳しく明記している所もある。本市の場合詳しく明記されていない。

都市計画税の考え方について、地方自治体は、都市計画法や土地地区画整理法に基づいて、これらの事業に要する費用として徴収してきた。

これが今、全国各地でこの税を徴収していない所や、廃止している所も出ている。本市は長年、貴重な財源として使用してきた。それゆえ納税者に対して理解を頂くため、目的税の受益と負担の関係を明らかにしていく責務があります。そのため、事業の計画や税の使途について説明責任を明確化していくべきだと考えますが、如何お考えでしょうか。

これらの税の収納について、税の公平さから言えば、不納欠損で処理しな

ければいけない状態に陥ること事態、正規に納税して頂いている方々に対して、説明できるでしょうか。

この状態をどう対応してきたのか、また、今後どのようにしていかれるのか伺います。参考のために、過去10年間の収納状態を見てどのように分析をしているのか、伺います。

納税者に対する説明責任として、一つの提案を申し上げたい。市民の皆様からよく頂く質問をまとめて、「よくある質問集のQ&A」として、HPや広報に掲載、区自治会に回覧、相談コーナーを設置し対応を考えてはどうですか。

答 市税条例は、地方税法第5条において「市町村が課することが出来る税目」が定められています。このことにより地方税法の体系に基づき定めるところです。

次に都市計画税の減免制度については、地方税法において、「当該固定資産税に係る減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする。」と定められていることにより、固定資産税の減免規定と同じ運用となります。

都市計画税は、ご指摘のとおり目的税であり、都市計画法に基づく都市計画道路や運動公園・火葬場などの都市施設や土地地区画整理事業等に要する単年度の事業費、及び償還財源としても充当されています。このため、税の収納については、公平性の確保を認識し、

積極的に取り組んでいるところですが、特に昨年度より和歌山地方税回収機構へ滞納事案を移管することにより、強制的な法的処分が行われております。これら税について、広く知っていただく事も重要であるため、関係課と調整を図りながら、ホームページ等で、市民の理解を得るため工夫を行ってまいりたいと考えます。

他の質問 「一般廃棄物処理基本計画」により、今後の処理対策について



学校給食のアレルギー対策について



楠本 知子 議員

問 橋本市内にお住まいの母さんから、「就学前のお子さんが激しい食物アレルギーのため学校給食が不安で仕方がない」との相談を受けました。私は、この

食物アレルギーに関して勉強させていただき、特に小学校給食のアレルギー対策について伺います。

答 本市における食物アレルギーをもつ児童の実態ですが、本年度7月に実施したアンケート調査並びに学校調査の結果では、現在もアレルギー症状があると答えた児童生徒は全体の4%にあたる、166名。また、アレルギーの原因食品を除去している児童は、219名。うち医師の診断により行なっているものは、73人となっております。

次に、学校給食での対応ですが、学校は除去対応の必要な児童生徒の保護者に対して給食センターが作成した詳細な成分表を配布し、保護者と連絡を取り合い、確実に除去するようにしています。

今後の課題、改善策については、現在もアレルギー症状があるという児童について再調査し、医師の診断指示を受け、代替物での対応を検討する。給食センターと保護者・学校とが連絡体制を密にし、代替食対応を確実に進めるよう体制を整える。今後の本市の学校給食のあり方に

ついて、アレルギー対応を含め給食審議会等で検討し、望ましい対策を行う。などが考えられます。いずれにしましても、食物アレルギーへの対応は一つ誤れば死亡事故にもつながる恐れがあります。慎重に検討し対応してまいります。

他の質問 5歳児健診の推進について



消費税について



平林 崇行 議員

問 近い将来、増税されるであろう消費税について、当局は、いつ頃から、いくらぐらいの増税が実施されると考えていますか。消費税が増税されれば、お金の価値が下がり財政を圧迫すると考えますが、いくらぐらいの影響が出ると考えられますか。

消費税が増税されれば、行政運営も大きなダメージを受けると考えますが、これからの対応策は考えていますか。

答 政府は、12月3日に開催された経済財政諮問会議の基本方針の中で、消費税など税制改革については、「今後、国民的な合意を目指して、消費税を含む税法体系の抜本的な改革を実現させるべく取り組む」との表現にとどめているところです。消費税の増税時期や規模については、国において決定されるものであり、現在、議論もされています。

また、消費税増税に対する本市への影響は、増税前と増税後の歳出経費が同じとした場合、消費税が増額となれば原価は下がるため、事業量も減少し、増税前の事業量を確保しようとするれば、歳出経費が増加します。しかし、現行の消費税5%の中には、地方消費税分1%が含まれており、そのうち2分の1相当額が地方消費税交付金として市町村に交付され、消費税が増税されることにより、歳入面で地方消費税が増加します。本市としては、今後も歳出削減に取り組み、消費税の増額分を行政改革の着実な実行による歳出削減でカバーできるよう、最善の努力をいたします。



◆◆◆ 合併後の成果について ◆◆◆

岩田 弘彦 議員



問 合併後7年で、正職員を100人削減する目標を設定をされていましたが、削減実績は何人ですか

また、早期実現にむけた適正化計画の見直しについて

合併後、臨時・嘱託職員の削減については、何人達成できましたか。また、今後の目標について

目標からいえば、余剰人員の配置を工夫すれば、時間外勤務の発生を大きく抑制できると考えますが、どのような取り組みをしていますか。また、抑制の成果について

合併後の物件費の削減目標18%についてはどうか。また、今後どのように取り組まれますか。少数精鋭の組織づくりのための機構

改革について、どのように考えていますか

答 合併前と比較して、本年4月1日現在で病院を除き36人、5・1%の職員を削減しました。また、来年4月1日時点での削減累計見込数は、病院を除き53人、7・5%であり、定員適正化計画の35人、4・9%と比較して大幅に削減が進んでいます。こうした実績を踏まえ、来年度に定員適正化計画の見直しを行いたい。

合併前と比較して、本年4月1日現在で病院を除き55人、11・2%の職員を削減しました。臨時・嘱託職員の削減目標は設定していないが、事務事業の見直し等により、その必要性を十分精査し、配置の適正化に努めます。

職員数が多いのは、施設数が多いことによるもので、これら施設職員の配置を工夫するだけで時間を削減するのは難しい。「時間外勤務削減のための運用指針」を本年度策定・実施し、その削減に努めています。本年度8月までの5ヶ月間の実績では、企業会計を除いた一般会計及び特別会計において前年度と比較して約13,533千円、17・3%削減しました。

平成20年度当初予算編成時から「財源配分方式」に転換することとし、平成19年度当初予算の物件費を中心とした対象一般財源、32億9,490万円を3ヶ年かけて、18%削減する目標です。

今後の職員の削減に対応しつつ、公共サービスの質をできるだけ維持しながら組織・機構の再編成を行います。

他の質問 橋本市における学校・乳幼児施設の適正規模、適正配置並びに通学・通園について

◆◆◆ 生活保護について ◆◆◆

中本 正人 議員



問 生活保護費負担は、国4分の3、市4分の1となっており、福祉事務所長（健康福祉部

長）が生活保護に関する権限を委託されています。この責任重大な保護の決定をどのような審査方法をもってされているのかお聞きしたい。また、報道されている大阪市内から橋本市への野宿者集団の移住に関する生活保護費の不正受給について、どのように本市は受け止めているのか。

答 生活保護申請者が福祉事務所管内に住み、個人としての居宅があり、最低限度の生活を維持することが出来ない場合は、生活保護を受けることができます。福祉事務所の長は、保護の決定及び実施の権限を委任されています。保護の申請を受理すると、14日以内、

特別な理由があるときは30日以内に保護の要否を決定し、その間にケースワーカーが調査マニュアルに基づいて預金・資産調査、扶養調査及び訪問による居住実態の確認を行い、調査の結果保護が必要と認められた場合、福祉事務所長が決定し保護が開始となります。今回の事件は、平成19年5月と6月に被保護者が引越す際、業者が見積書を偽造及び見積書どおりの引越費用を要した事実がないのにその費用を、だまし取ったとして逮捕された。見積書は被保護者本人に対するものであり、コピーでも可能として従来からその対応をしてみました。事件後は原本の提出を求め確認し、チェック体制を強化しています。今後は、「一軒家の改造住宅に複数の被保護者を住ませる」ことや、家賃収入を目的に「保護制度を利用して」と思われる事例については、申請受付段階で厳正に対応します。県や国へも住宅扶助について再度、問題点を提起していきます。



各委員会の付託事件及び議決結果

委員会名	件名	議決結果	
		委員会	本会議
総務委員会	議案第12号 橋本市移動通信用鉄塔の設置及び管理に関する条例の制定について	原案可決	原案可決
	議案第13号 橋本市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の制定について	原案可決	原案可決
	請願第4号 コミュニティバスの路線拡充・利便性向上を求める請願について	継続審査	継続審査
経済建設委員会	請願第3号 日豪・日米などFTA・EPA促進路線の転換と、自給率向上にむけた施策の強化を求める請願について	継続審査	継続審査

後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書（抜粋）

制度が始まれば、これまで保険料負担がなかった、被用者保険の被扶養者を含めて、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収し、月額15,000円以上の年金受給者からは、介護保険料との合算額が年金受給額の2分の1を超えない限り、保険料を年金から天引きするとしている。

低所得者に対する保険料の軽減制度や、激変緩和措置が講じられることとされているものの、低額の年金収入だけに頼って生活している高齢者にとって非常に厳しい負担の制度となっている。

よって、国においては、高齢者の不安をなくし、安心して医療を受けられるように後期高齢者医療制度において、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

1. 医療費に対する国庫負担金を増やして、安心して医療を受けられる制度の構築を図ること。
2. 保険料の軽減の見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日
橋本市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

地方の実情にあった道路整備の促進と道路特定財源の暫定税率延長による財源確保を求める意見書（抜粋）

高齢化、少子化が進行している中、活力ある地域づくり・都市づくりを推進するため、高速道路を含む道路の整備は、より一層重要となっている。

今般、昨年末の道路特定財源の見直しに関する具体策に基づき、見直しの作業が進められているが、道路整備に対する国民のニーズは依然として高いことを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図られるよう次の事項について特段の配慮を強く要望する。

記

1. 道路特定財源については、関係諸税の暫定税率を延長するとともに受益者負担の趣旨に則り、全額道路整備と維持修繕に充当すること。
2. 地方が真に必要としている道路整備が滞りなく着実に進むよう、平成20年度以降も地方道路整備臨時交付金制度を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月21日
橋本市議会

（提出先）

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、経済財政政策担当大臣、行政改革担当大臣

議会活動日誌

(10月1日～12月31日)

本会議

- 12. 3 12月定例会 開会
- 10 一般質問
- 11 一般質問
- 12 一般質問
- 13 議案審議
- 21 委員長報告 閉会

委員会等

- 10. 5 議会運営委員会
市議会だより編集委員会
- 22 平成18年度決算審査特別委員会
- 23 平成18年度決算審査特別委員会
- 11. 1 議会運営委員会
- 7 経済建設委員会・視察
- ～8 研修(豊岡市・養父市)
[写真下]



- 8 総務委員会・視察研修
- ～9 (一宮市・高山市)
[写真下]



- 11.12 文教厚生委員会
- 21 文教厚生委員会・視察
- ～22 研修(越前市・七尾市)
[写真下]



- 26 議会運営委員会
- 26 議員研修会 [写真下]



- 12.10 会派代表者会
- 12 議会運営委員会
- 14 総務委員会
- 17 経済建設委員会
- 18 文教厚生委員会
- 21 議会運営委員会

議長会関係

- 11. 5 県市議会議長会総会

来市

- 11.12 中国・泰安市公式訪問団



次の定例会は3月3日に開会(予定)

- 3. 3 本会議(提案理由説明)
- 10 本会議(一般質問)
- 11 本会議(一般質問)
- 12 本会議(一般質問)
- 13 本会議(議案審議)
- 14 平成20年度予算審査特別委員会
- 17 平成20年度予算審査特別委員会
- 18 総務委員会
企業誘致対策調査特別委員会
- 19 経済建設委員会
- 21 文教厚生委員会
- 27 本会議(委員長報告)

本会議、委員会ともに、午前9時30分から始まります。
企業誘致対策調査特別委員会は、午後1時30分から。

編

集

後

記

寒さ厳しき折、市民の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

今議会では、政府に対して二つの意見書を提出することになりました。一つは、四月から始まる「後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書」で全会一致でした。もう一つは、「地方の実情にあった道路整備の促進と道路特定財源の暫定税率延長による財源確保を求める意見書」です。「道路特定財源の堅持を求める意見書」は橋本市にとって道路整備が欠かせないと、毎年提出し、六月議会で提出しました。今回は、ガソリンが高騰していることもあり反対討論に三人、賛成討論に三人立ち、採択の結果、賛成多数で決まりました。

また、政務調査費の報告書に領収書を添付することを全会一致で決定しました。一般質問も二十人が行い、議案審議でも活発な質疑、討論を行いました。

国民に負担を求める政治が続く中、市民の皆さんの間近にいる議員として、同じように痛みを感じ、皆さんと一緒に暮らしやすい社会、住みやすい橋本市になるよう、取り組んで参ります。

皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

市議会だより編集委員会
委員 阪本 久代